調布市上石原ふれあいの家及び調布市立上石原保育園改修に伴う機械設備工事

図面番号	図　面　名　称
M - 00	図面リスト
M - 01	特記仕様書(1)
M - 02	特記仕様書(2)
M - 03	特記仕様書(3)
M - 04	案内図・配置図
M - 05	空調換気設備機器表
M - 06	空調・換気設備系統図
M - 07	空調設備改修後　１階平面図
M - 08	空調設備改修後　２階平面図
M - 09	空調換気設備改修後調理室平面詳細図
M - 10	換気設備改修後　１～Ｒ階平面図
M - 11	調理室換気計算書
M - 12	衛生機器表
M - 13	給湯設備１階平面図
M - 14	給湯設備２階平面図
M - 15	調理室改修後給排水平面図

図面番号	図　面　名　称
M - 16	厨房設備機器表・配置図
M - 17	トイレ詳細図
M - 18	GHP系統ガス配管図
M - 19	一般系統ガス配管図
M - 20	一般系統ガス撤去図
M - 21	調理室撤去平面図
M - 22	調理室撤去給排水平面図

調布市総務部営繕課設計図承認日 令和７月１０月２４日

件　名	調布市上石原ふれあいの家及び調布市立上石原保育園改修に伴う機械設備工事		
図面リスト　N.S	令和7年度	令和7年10月	No M-00
	調布市総務部営繕課		

特記仕様書

特記仕様書では，「○」は該当　「・」は非該当を示す。

第１編　共通事項

第１章　工事概要

1.1　工事件名　　調布市上石原ふれあいの家及び調布市立上石原保育園改修に伴う機械設備工事

1.2　工事場所　　調布市上石原２丁目８番地３

1.3　敷地面積　　1,852.91㎡

1.4　工期

気象状況により工期中に発生した猛暑による作業不能日数（当該現場における定時の現場作業時間において、環境省が公表する「関東地方_東京_府中地点」におけるＷＢＧＴ値が３１以上となり、かつ受注者が契約工事単位で全作業を中断し、又は現場を閉所した時間を算定し、日数に換算したもの（小数点以下第一位を四捨五入する。））があった場合には、受注者は発注者へ工期の延長に関する協議を申し出ることができる。

1.5　工事概要

（１）空調設備工事　　各階廊下に空調機の設置、調理室の空調機の増設及び取外し再設置を行う。
（２）換気設備工事　　換気設備の改修を行う。
（３）衛生器具設備工事　　保育園部分の衛生器具の更新を行う。
（４）給水設備工事　　給水設備の改修を行う。
（５）排水通気設備工事　　排水通気設備の改修を行う。
（６）給湯設備工事　　給湯設備の改修及び、シャワー等の給湯器の更新を行う。
（７）ガス設備工事　　ガス設備の改修を行う。
（８）厨房器具設備工事　　厨房機器の更新を行う。
（９）撤去工事　　機器及び配管の撤去を行う。

1.6　週休２日制工事の適用については以下による。

○　本工事は，現場閉所により実施する「週休２日制工事」である。週休２日を前提に労務費を補正し，予定価格を算出しているため，週休２日が達成できなかった場合は労務費補正分を減額変更する。詳細は東京都「財務局「週休２日促進工事」実施要領」及び「調布市週休２日制工事実施要領（以下，「調布市要領」）」を参照すること。ただし，「調布市要領」における「経費」は「労務費」に読み替えるものとする。
なお，交代制を行う場合は，着手日までに調布市へ必ず申し出ること。また，実施方式は途中で変更することはできない。この場合は，東京都「財務局「週休２日交替制工事」実施要領」及び「調布市要領」を参照すること。
なお，「調布市要領」は，調布市ホームページから，東京都財務局の各要領は，東京都財務局建築保全ホームページからそれぞれ入手できる。

・　本工事は，現場閉所により実施する「週休２日制工事」の対象ではない。

第２章　一般事項

調布市では，「ISO14001」に基づいた環境マネジメントシステムを構築・運営し，調布市の組織が行う事業活動における環境配慮及び環境保全に関する行動を適切に実行することとしている。

本取組には，受注者の協力が不可欠であることから，受注者は，工事関係者の業務管理や施工管理などに当たり，本制度の趣旨の理解に努め，地球環境保全に十分配慮するものとする。

2.1　適用範囲

(1) 本特記仕様書では，「令和５年版　東京都建築・電気設備・機械設備工事標準仕様書」（以下「標準仕様書」という。）に定めのない事項又はこれにより難い事項を定めている。本特記仕様書に記載されていない事項については，標準仕様書のとおり施工する。

(2) 本工事は，設計図書に従い施工することとするが，設計図書に明示されていない事項であっても工事の性質上当然必要なものについては監督員の指示に従い施工する。

(3) 本特記仕様書の各項目における○については，本工事において適用させるものであることを示す。

2.2　特許権等の調査について

本工事に使用する機材及び施工方法に関する特許権等については，その有無を事前に十分調査する。

2.3　契約不適合に関する調査への協力及び立会い合調査（工事請負契約書第41条第1項の契約不適合及び不具合を確認するための調査をいう。）を行うので，発注者が求めた時には，受注者はその調査に協力及び立ち会うものとする。詳細は，発注者の指示による。

2.4　成績評定について

調布市請負工事成績評定要綱（平成17年3月3日要綱第15号）に基づく工事成績評定については，次による。

○　対象

2.5　工事の入札等について

入札（又は見積書の提出）に当たっては，「私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律」（昭和22年法律第54号）等に抵触する行為を行ってはならない。

2.7　各種点検，調査，見学会等への協力

(1) 監督員が所属する部の監督員以外の職員が，施工体制，現場管理，施工管理等の適正化を図るために各種点検，調査等を行う場合は，受注者はこれに立ち会い，協力しなければならない。

2.8　設計変更等

設計変更等については，工事請負契約書第17から23条までに記載しているところであるが，具体的な考え方や手続きについては，「工事請負契約設計変更ガイドライン（建築工事編）」東京都）によることとする。
工事請負契約設計変更ガイドライン（建築工事編）」（東京都）については，東京都財務局ホームページを参照する。

2.9　読み替え

標準仕様書中，「東京都契約事務規則第37条第１項」とあるのは「調布市契約事務規則第29条」と，「東京都検査事務規程第２条第２号」とあるのは「調布市工事等検査事務規程」と，「東京都の競争入札参加有資格者」とあるのは「調布市の競争入札参加有資格者」と読み替えるものとする。
また，「受注者等提出書類処理基準」とあるのは「請負者等提出書類処理基準及び請負者等提出書類処理要領」（調布市総務部）並びに「工事提出書類一覧」（調布市総務部営繕課）と読み替えるものとする。

第４章　施工区分

4.1　施工区分

別途関連工事との施工区分は、原則として次表による。

建築・電気設備・機械設備標準施工区分表

項目	内容	建築	電気	機械 給・衛	機械 空・換	備考
ピット排水溝	人孔蓋	●				
	排水溝	●				
	グレーチング	●				
機器等の基礎	コンクリート基礎	●				既存利用
	機器等のアンカー及び基礎仕上げ		●	●	●	
スリーブ	各種配管用スリーブ		●	●	●	
	ダクト・ガラリ用スリーブ				●	
	配管のための貫通及び埋込か所のはつり及び補修		●	●	●	
	貫通穴及びダクト空隙充填		●	●	●	
	スリーブの補強	●				
	スリーブまわりの防水	●				
ガラリ	外壁・外部建具に取付けるガラリ	●				空調，換気用ダクト等に取合いのあるものを除く
	外壁・外部建具に取付けるガラリのうち空調・換気用ダクト等に取合いのあるもの				●	
	ドアガラリ	●				
天井	埋込照明器具・スピーカー・空調吹出口等取付のための天井切込み及び下地補強	●				
	換気扇取付用枠及び穴あけ	●				
	天井点検口	●				
排水	床排水金具			●		
	造付け流しの排水金具			●		
	外構工事におけるU字溝及び溜桝	●				
雨水排水	ルーフドレイン	●				
	地盤面までの竪樋	●				
	建物外部までの屋内雨水排水管	●				
動力	一般用動力操作盤及び電動機端子接続までの配管・配線		●			
	ボイラー操作盤及び二次側配管・配線				●	
	冷凍機用動力操作盤及び二次側配管・配線				●	
	パッケージ型空調機用電源で手元開閉器以降の配管・配線		●			
制御	空調用制御機器及び操作用機器取付けとその配管・配線				●	
防災	火災報知設備受信機		●			
受電	低圧受電への切替		●			
照明	照明機器LEDへの切替		●			
衛生	衛生機器			●		
給排水	湯沸し器			●		
空調	空調機				●	
調理室	内装	●				
	厨房機器			●		
	設備機器及び配管・配線		●	●	●	
その他	設備改修に伴う内装復旧	●				
	解体または改修する建物の機器等のうち，再利用するものの取外し	●	●	●	●	改修する工事で行う
	解体または改修する建物の機器等のうち，撤去するものの取外し，集積及び処分	●	●	●	●	改修する工事で行う

本表は、設計図書等で示される一般的工事範囲を補足するもので、関連工事との取合い部分についてその施工区分を示すものである。

4.2　工事の施工に伴う光熱水費の取扱い

本工事の施工に伴う光熱水費の取扱いは，次による。

○　発注者の支給とする。

件　名　調布市上石原ふれあいの家及び調布市立上石原保育園改修に伴う機械設備工事			
特記仕様書(1)　N.S	令和7年度	令和7年10月	No M-01
	調布市総務部営繕課		

第２編　工種別事項

第１章　一般共通事項

第１節　総則

1.1.1　用語の定義（標準仕様書1.1.1.2）

標準仕様書「1.1.1.2　用語の定義(16)」の表記は，次のように読み替える。

(16)「書面」とは，発行年月日が記載され，署名又は押印された文書をいう。

ただし，関係規程等で署名又は押印を不要とした書類については，署名又は押印がない場合も有効な書面と取扱う。

1.1.2　官公署その他への届出手続等（標準仕様書1.1.1.4）

工事の着手，施工又は完了に当たり，労働安全衛生法第88条第１項のほか，関係官公署その他の関係機関への必要な届出手続等について十分調査のうえ，これを遅滞なく行う。

1.1.3　現場代理人，監理技術者，監理技術者補佐及び主任技術者（標準仕様書1.1.1.5）

(1) 建設業法（昭和24年法律第100号）第26条第３項の規定により専任が求められる監理技術者等は，次の期間については工事現場への専任を要しない。

○　工事用地等の確保が未了，自然災害の発生又は埋蔵文化財調査等により，工事を全面的に一時中止している期間当該期間については，請負契約の締結後，監督員からの工事の全部中止の通知により定める。

○　橋梁，ポンプ，ゲート，エレベーター，発電機・配電盤等の電機品等の工場製作を含む工事全般について，工場製作のみが行われている期間当該期間については，請負契約の締結後，監督員と協議の上，書面において定める。

なお，当該工場製作過程において，同一工場内で他の同種工事に係る製作と一元的な管理体制のもとで製作が可能である場合は，同一の監理技術者等がこれらの製作を一括して管理することができる。

○　工事完了後，検査が終了し（発注者の都合により検査が遅延した場合を除く。），事務手続，後片付け等のみが残っている期間

(3) 専任の監理技術者等が，技術研さんのための研修，講習，試験等への参加，休暇の取得，その他の合理的な理由で短期間工事現場を離れることについては，適切な施工ができる体制を確保するとともに，その体制について，元請の監理技術者等の場合は発注者，下請の主任技術者の場合は元請又は上位の下請の了解を得ていることを前提として，差し支えない。

1.1.4　工事実績情報の登録（標準仕様書1.1.1.7）

契約金額が500万円以上の工事については，工事実績情報システム（コリンズ）に基づく工事実績情報の登録を行う。

登録内容についてあらかじめ監督員の確認を受けた後，標準仕様書に示す期間内に一般財団法人日本建設情報総合センター（以下「JACIC」という。）に登録する。

【登録先】一般財団法人　日本建設情報総合センター　コリンズ・テクリスセンター

電話　(03)3505-0463　FAX　(03)3505-8985

1.1.6　関連工事等の調整

本工事の施工に伴う別契約の関連工事は次の通りである。

調布市上石原ふれあいの家及び調布市立上石原保育園改修工事

調布市上石原ふれあいの家及び調布市立上石原保育園改修に伴う電気設備工事

施工の際は，別契約工事と調整を行いながら，円滑な工事進捗に努めること。

1.1.7　過積載の防止（標準仕様書1.1.1.17）

本工事における過積載の防止については，標準仕様書によるほか，「過積載防止対策マニュアル」（東京都財務局）によるものとする。

「過積載防止対策マニュアル」については，東京都財務局ホームページを参照する。

1.1.8　保険の加入及び事故の補償（標準仕様書1.1.1.19）

本工事において，受注者は法定外の労災保険（※）に付さなければならない。また，当該保険契約の証券又はこれに代わるものを発注者に提示する。

※　法定外の労災保険とは，公共工事等に従事する者の業務上の負傷等に対する補償に必要な金額を担保するための保険契約であり，国の労働災害補償保険（労災保険）とは別に上乗せ給付等を行うことを目的とした保険契約をいう。

第２節　工事関係図書

1.2.1　実施工程表（標準仕様書1.1.2.1）

着手に先立ち，工程表（全体・月間・週間）を作成し監督員に提出すること。

※　全体工程表については，ネットワーク工程表とすること。

1.2.2　試験，施工等の記録（標準仕様書1.1.2.5）

(1) 工事記録写真の撮影は，別に定める「財務局工事記録写真撮影要領」（東京都財務局）の最新版による。また，工事記録写真撮影計画書の作成は，次による。

○作成する。

(2) 写真帳の提出は，次による。

○作成する。

(3) デジタル工事写真の小黒板情報電子化（以下，「電子黒板」という。）は次による。

電子黒板対象工事（以下，「対象工事」という。）とすることができる。

受注者が電子黒板の導入を希望する場合，工事施工前に監督員へ申請し，承諾を得るものとし，電子黒板対象工事（以下「対象工事」という。）とすることができる。

なお，申請時には電子黒板の導入に必要な機器及びソフトウェア等（以下，「使用機器」という。）に関する資料を添付するものとする。

ア　対象機器の導入

使用機器について，「財務局工事記録写真撮影要領」（東京都財務局）「第２章　写真撮影の要領４(2)」に示す項目の電子的記入ができるもの並びに信憑性確認機能（改ざん検知機能）を有するものを使用する。

なお，信憑性確認機能（改ざん検知機能）とは，「電子政府における調達のために参照すべき暗号のリスト（CRYPTREC暗号リスト）」に記載されている技術を使用することをいう。

「電子政府における調達のために参照すべき暗号のリスト（CRYPTREC暗号リスト）」については，CRYPTRECホームページを参照する。

イ　対象工事において，高温多湿，粉じん等の現場条件の環境により，使用機器を用いることが困難な工種については，この限りではない。

ウ　使用機器の事例として，「デジタル工事写真の小黒板情報電子化対応ソフトウェア」を参考にする。ただし，この使用機器の事例からの選定に限定するものではない。

「デジタル工事写真の小黒板情報電子化対応ソフトウェア」については，JACICホームページを参照する。

本工事における小黒板情報の電子的記入の取扱いは，「財務局工事記録写真撮影要領」（東京都財務局）によるが，「第３章　写真の整理と保存１」で規定されている写真編集には該当しない。

第３節　工事現場管理

1.3.2　施工条件（標準仕様書1.1.3.4）

施工日時の条件は，次による。

○ 保育園運営に支障のある作業は，休園日に行うこと。

1.3.4　石綿含有建材等の取扱い（標準仕様書11.1.3.2）

石綿含有建材の事前調査及び撤去等の取扱いについては、標準仕様書「11.1.3.2　石綿含有建材の取扱い」及び「東京都建築工事標準仕様書　第29章」の当該事項による。

なお、新築、改築、増築等の場合でも既存構造物に影響を与える場合は、同様の調査を行う。

工事を進めるうえで、現地の状況により契約図書に定める範囲外の工事を行う場合には、追加の事前調査を行う。

また、石綿含有ガスケット、パッキン等の石綿含有材料の事前調査及び撤去等の取扱いについては、「石綿障害予防規則」、「都民の健康と安全を確保する環境に関する条例」等の石綿に関する関係法令を遵守し、適切に処理する。

工事場所や規模に応じて、都、区、市及び労働基準監督署等への確認を事前に行う。

(1) 事前調査の結果について、法令に基づき、報告対象となる場合は、石綿の使用の有無に関わらず、原則として「石綿事前調査結果報告システム」により、労働基準監督署及び区役所、市役所又は多摩環境事務所等に報告する。また、報告した旨を示す資料（システム登録時の確認メール等）を監督員に提示すること。

なお、石綿含有吹付け材の除去等を行う場合の官公署への届出とは別であることに留意すること。

（参考）

【報告対象となる工事】

① 解体部分の床面積の合計が80㎡以上の建築物の解体工事

② 請負金額が税込100万円以上の建築物の改修工事

③ 請負金額が税込100万円以上の特定の工作物の解体または改修工事

※いずれかに該当する場合は、石綿の使用の有無に関わらず報告が必要。

※事前調査結果の報告は原則として、「石綿事前調査結果報告システム」に登録し、一括で行うこととなっている。

詳細は、厚生労働省ＨＰ「石綿総合情報ポータルサイト」、東京都環境局ＨＰ「東京都アスベスト情報サイト」等を参照

(2) 事前調査の結果について、法令に基づき、定められた大きさの掲示板を公衆及び作業に従事する労働者が見やすい箇所に掲示する。

第４節　機器及び材料

1.4.1　環境への配慮（標準仕様書1.1.4.1）

(1)「東京都環境物品等調達方針（公共工事）」等に定める特別品目，特　定調達品目及び調達推進品目（以下，「環境物品等」という。）の調達等は，原則として，次による。

東京都環境物品等調達方針（公共工事）」等については，東京都都市整備局ホームページを参照する。

ア　本工事で指定する環境物品等は，次による。

(ｱ)　特別品目

・　ガスヒートポンプエアコン

・　環境配慮形(ＥＭ)電線・ケーブル

なし

(ｲ) 特定調達品目

件　名	調布市上石原ふれあいの家及び調布市立上石原保育園改修に伴う機械設備工事		
特記仕様書(2)　N.S	令和7年度	令和7年10月	No M-02
	調布市総務部営繕課		

(2) 化学物質を放散させる建築材料等

ア　本工事に使用する建築材料等については，設計図書に規定する所要の品質及び性能を有するとともに，次の(ｱ)から(ｴ)までを満たすものとする。

(ｱ) 合板，木質系フローリング，構造用パネル，集成材，単板積層材，MDF，パーティクルボードその他の木質建材，ユリア樹脂板，壁紙，接着剤，保温材，緩衝材，断熱材，塗料及び仕上塗材は，ホルムアルデヒド放散量についてはイの規制対象外とし，アセトアルデヒド及びスチレンについては発散しないか，又は発散が極めて少ない材料を使用する。

(ｲ) 接着剤及び塗料は，トルエン，キシレン及びエチルベンゼンの含有量が少ない材料を使用する。

(ｳ) 接着材に含まれる可塑剤は，フタル酸ジーｎ－ブチル及びフタル酸ジー２－エチルヘキシルを含まない難揮発性のものとする。

(ｴ) 家具，書架，実験台その他の什器等は，ホルムアルデヒド放散量についてはイの規制対象外とし，アセトアルデヒド及びスチレンについては発散しないか，又は発散が極めて少ない材料を使用する。

イ　設計図書に規定する「ホルムアルデヒド放散量」は，次による。

規制対象外

(ｱ) JIS及びJASのＦ☆☆☆☆規格品

(ｲ) 建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第20条の7第4項に規定する国土交通大臣認定品

(ｳ) 次の表示のあるJAS規格品

a　非ホルムアルデヒド系接着剤使用

b　接着剤等不使用

c　非ホルムアルデヒド系接着剤及びホルムアルデヒドを放散しない材料使用

d　ホルムアルデヒドを放散しない塗料等使用

e　非ホルムアルデヒド系接着剤及びホルムアルデヒドを放散しない塗料使用

f　非ホルムアルデヒド系接着剤及びホルムアルデヒドを放散しない塗料等使用

第５節　施工

1.5.2　排出ガス対策型建設機械（標準仕様書1.1.5.6）

次の建設機械には，排出ガス対策型のものを用いる。

・バックホウ

・発動発電機（可搬式・溶接兼用機を含む。）

1.5.3　低騒音・低振動型建設機械（標準仕様書1.1.5.7）

(1)　次の建設機械には，低騒音型のものを用いる。

・バックホウ

・発動発電機

1.5.4　化学物質の濃度測定（標準仕様書1.1.5.8）

化学物質の濃度測定は，次による。

○　測定は行わない。

第６節　しゅん功図等

1.6.1　完了時の提出図書（標準仕様書1.1.7.1）

(1) しゅん功図は，作成する。（「1.6.2　しゅん功図」による。）

(2) しゅん功写真の作成は，次による。

○　作成しない。

(3) 保全に関する資料の作成は，次による。

○　作成しない。

1.6.2　しゅん功図（標準仕様書1.1.7.2）

しゅん功図の種類，内容及び提出部数は，次による。

(2) 様式

しゅん功図の原図の様式は，設計図書に準じた寸法，縮尺，文字，図示記号等を用い，CADで作成したものとする。（製作図をしゅん功図として提出する場合は，その原図を省略することができる。）

(3) 提出部数

ア　電子データ版　　(CD-R等)　　1　部

機械設備特記事項

1　保温工事	1）各種管類共、施工箇所ごとの保温仕様は、特記無き限り「東京都機械設備工事標準仕様書」（令和５年４月版）による。
2　防食工事	1）鋼管類の躯体貫通部回り、及び埋設部ＶＤ管の継手回りについて行う。
3　防水工事	1）配管・ダクト類の外壁貫通部回りについては、防水モルタル穴埋め及びコーキングにより防水施工に留意する。
4　穴埋め補修	1）既設配管等撤去後の躯体貫通口については、再使用しない限り、全てモルタルで穴埋めし、塗装・内装仕上げ等の補修を行う。
5　撤去工事	1）撤去範囲については、基本的には設計図面に示す範囲とするが、納り上必要な箇所は図面に明記無くても撤去しなければならない。（露出部分は全て撤去とし、埋設部・隠ぺい部は残置とする。）
6　支持金物類	1）屋外配管用及び屋内露出で水が掛かる部分等の支持金物類については、全て亜鉛ﾒｯｷ仕上げを使用する。
7　配管の再利用	1）既設を再利用する給水管は、内外部の腐食等の状況を良く確認し、特に接続部に於いては、漏水事故等を起こさない確実な場所を選定すること。
8　埋設配管の表示	1）地中埋設配管には、埋設標識テープを設置すること。 2）地中埋設配管の曲がり部及び分岐部には、地中埋設標（コンクリート製）を設置すること。
9　メーカーリスト	
10　その他	断水等の日程については、施設管理者と協議の上決定すること。

	参考メーカー名		
衛生器具	ＴＯＴＯ	ＬＩＸＩＬ	
厨房機器	日本調理機	中西製作所	新日本厨機

◆　凡　　例　◆

記　号	名　　称	配　　管　　材　　料	備　　考
―－――	給水管（屋内露出）	ステンレス鋼鋼管（拡管式）	JIS G 3448, SUS
―－――	給水管（ピット内）	耐衝撃性硬質ポリ塩化ビニル管	JIS K 6742, HIVP
―Ｉ――	給湯管（屋内露出）	ステンレス鋼鋼管（拡管式）	JIS G 3448, SUS
―Ｉ――	給湯管（ピット内）	耐熱性硬質ポリ塩化ビニル管	JIS K 6776, HT-VP
――――	排水管（一般）	硬質ポリ塩化ビニル管	JIS K 6741, VP
――――	排水管（高温）	強化ポリプロピレン二層管	メーカー規格, GRP
――　――	通気管	硬質ポリ塩化ビニル管	JIS K 6741, VP
―G――	ガス管	鋼管類	ガス会社指定材料
―R――	冷媒管	冷媒用断熱材被覆銅管	JIS H 3300, CU
―D――	ドレン管（屋内）	空調ドレン用結露防止層付硬質塩化ビニル管	メーカー規格, ACD
―D――	ドレン管（屋外）	硬質ポリ塩化ビニル管	JIS K 6741, VP
	スパイラルダクト	亜鉛メッキ鋼板スパイラルダクト	
	空調保温ダクト	グラスウール保温フレキシブルダクト	
	角ダクト	ステンレス鋼板ダクト	

上記以外部材は国交省機械設備工事標準図及び図示による

件　名	調布市上石原ふれあいの家及び調布市立上石原保育園改修に伴う機械設備工事		
特記仕様書(3)　N.S	令和7年度	令和7年10月	No M-03
	調布市総務部営繕課		

調布市上石原ふれあいの家，調布市立上石原保育園
所在地：調布市上石原2丁目8番地3

案内図　No Scale

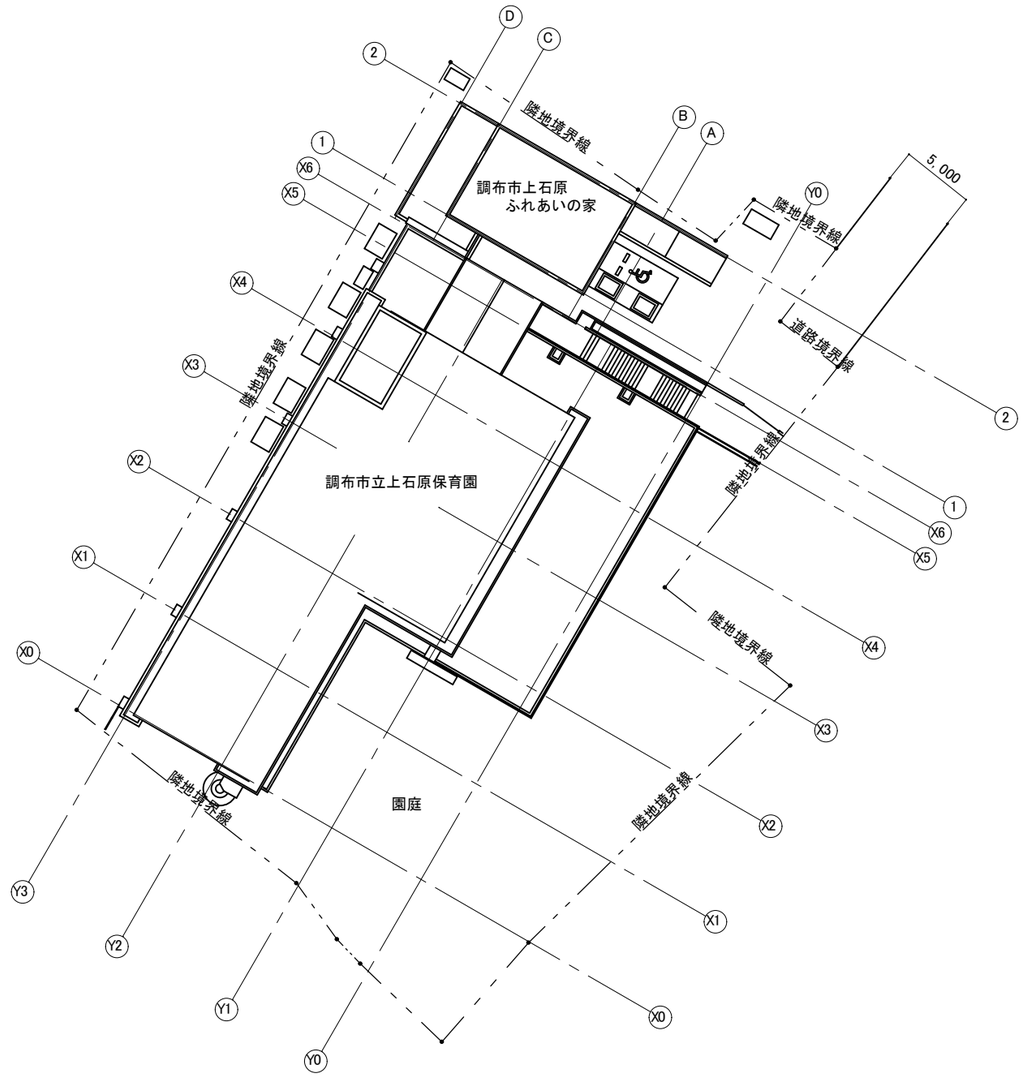

配置図　1/500

件　名	調布市上石原ふれあいの家及び調布市立上石原保育園改修に伴う機械設備工事		
案内図	N.S	令和7年度	令和7年10月
配置図	1/500	調布市総務部営繕課	No M-04

新設機器表

記号	機器名称	型式・仕様・規格等	消費電力	台数	設置場所・系統	備　考
GHP-1	ｶﾞｽﾋｰﾄﾎﾟﾝﾌﾟ式	型式：ビル用マルチ室外機	0.378kw	1	屋外	
	空調室外機	冷房能力:22.4kW　暖房能力:25.0kW　　圧縮機定格出力：5.0kW　冷媒：R410A　封入量：9.0kg	0.466kw			
	3φ200V	冷媒管：ガ）φ19.1/液）φ9.5　　付属品：他付属品一式共				
GHP-1-1	ｶﾞｽﾋｰﾄﾎﾟﾝﾌﾟ式	型式：厨房用エアコン　　冷房能力:14.0kW　暖房能力:16.0kW　冷媒管：ガ）φ15.9/液）φ9.5　ﾄﾞﾚﾝVP25	0.231kw	1	調理室	
	空調室内機	ｽﾃﾝﾚｽ製，ﾛﾝｸﾞﾗｲﾌﾌｨﾙﾀｰ（ｵｲﾙｶﾞｰﾄﾞ・廃棄形）　冷媒分岐管x1組、他付属品一式共	0.230kw			
	1φ200V	付属品：リモコン、耐震吊金具、				
GHP-1-2	ｶﾞｽﾋｰﾄﾎﾟﾝﾌﾟ式	型式：厨房用エアコン　　冷房能力:8.0kW　暖房能力:9.0kW　冷媒管：ガ）φ15.9/液）φ9.5　ﾄﾞﾚﾝVP25	0.127kw	1	下処理室	
	空調室内機	ｽﾃﾝﾚｽ製，ﾛﾝｸﾞﾗｲﾌﾌｨﾙﾀｰ（ｵｲﾙｶﾞｰﾄﾞ・廃棄形）　冷媒分岐管x1組、他付属品一式共	0.117kw			
	1φ200V	付属品：リモコン、耐震吊金具、				
EHP-1	空冷ﾋｰﾄﾎﾟﾝﾌﾟ式	型式：床置き型　冷房能力:5.6kW　暖房能力:6.3kW　圧縮機定格出力：1.18kW	1.64kw	2	屋上	
	空調室外機	冷媒：R32　封入量：1.35kg　　冷媒管：ガ）φ12.7/液）φ6.4　室外機用フリーベース（C型クランプ付き）L=960	1.78kw			
	1φ200V					
EHP-1-1	空調室内機	天井カセット型４方向　　仕様：冷房能力:5.6kW　暖房能力:6.3kW		1	１階廊下	
	1φ200V	冷媒管：ガ）φ12.7/液）φ6.4　ﾄﾞﾚﾝVP25		1	２階廊下	
KEF-1	排気ファン	型式：屋外設置厨房用片吸込シロッコファン　能力：#3 1/2-11500m3/h x 360Pa x 3.7kW,3φ200V		1	屋上ファン置場	
		付属品：防振架台、他付属品一式共				
KEF-2	排気ファン	型式：厨房用消音形ユニットファン　能力：#1-1/2-700m3/h x 100Pa x 200W,1φ100V		1	調理室天井内	
		付属品：防振吊金物、他付属品一式共				
KOF-1	給気ファン	型式：屋外設置厨房用片吸込シロッコファン　能力：#3 1/2-11500m3/h x 180Pa x 3.7kW,3φ200V		1	屋上ファン置場	
		付属品：防振架台、他付属品一式共				

取外し再取付

GP-5-1	ｶﾞｽﾋｰﾄﾎﾟﾝﾌﾟ式	型式：ビルトインカセット型　冷房能力：14.0kw　暖房能力：16.0kw　機器名：ｱｲｼﾝ　AXSP140DA	0.216kw	1	屋外	
	空調室外機	付属品：防振架台、他付属品一式共	0.211kw			

撤去機器表

EF-1	排気ファン	型式：屋外設置厨房用片吸込シロッコファン　能力：#3-9000m3/h x 200Pa x 3.7kW,3φ200V　付属品：防振架台、他付属品一式共		1	屋上ファン置場	3SRM04-#3-3.7KW
FS-1	給気ファン	型式：屋外設置厨房用片吸込シロッコファン　能力：#3 8000m3/h x 180Pa x 3.7kW,3φ200V		1	屋上ファン置場	SRM04-#3-3.7KW
FU-1	ﾌｨﾙﾀｰﾕﾆｯﾄ	屋外床置型(中性ﾌｨﾙﾀｰ)，ﾎﾞｯｸｽ寸法1365×1250×1095H　ﾌｨﾙﾀｰ寸法610×610×290　2枚，610×305×290　2枚		1	屋上ファン置場	

1) 機器表に記載無き事項は、令和5年東京都機械設備工事標準仕様書による。
2) 機器の能力は、JIS8616による定格能力とする。
3) グリーン購入法(特定調達物品等)適合品とする。
4) 新設機器表の電気容量，送風機風量は参考値とする。

件　名	調布市上石原ふれあいの家及び調布市立上石原保育園改修に伴う機械設備工事			
空調換気設備 機　器　表	S=NON	令和７年度	令和７年10月	No M-05
		調布市総務部営繕課		

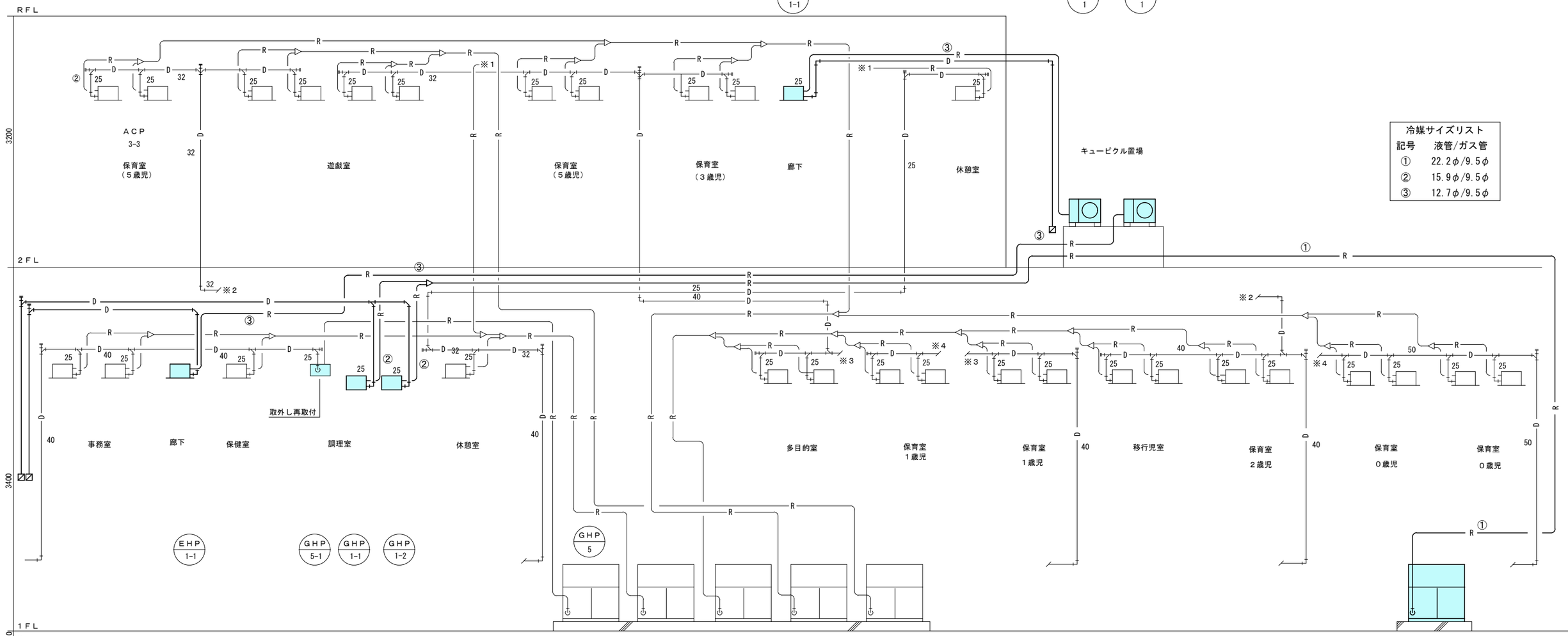

冷媒サイズリスト	
記号	液管/ガス管
①	22.2φ/9.5φ
②	15.9φ/9.5φ
③	12.7φ/9.5φ

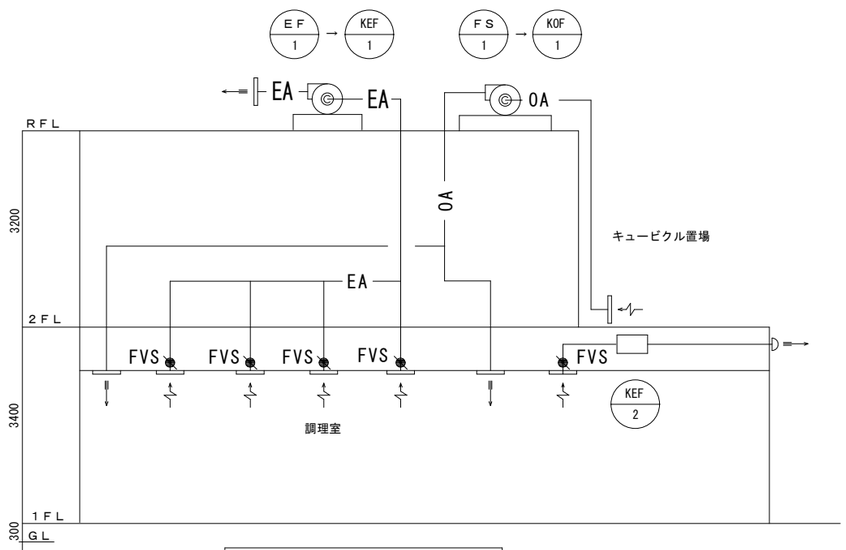

換気設備系統図　S=NON

※新設ドレン管の管末にドレントラップを設置すること。
※制御線（EM-EEF2.0-3C）は，冷媒管共巻きとする。

空調設備系統図　S=NON

件　名	調布市上石原ふれあいの家及び調布市立上石原保育園改修に伴う機械設備工事		
空調・換気設備 系統図	S=NON	令和７年度	令和７年10月
		調布市総務部営繕課	No M-06

X2 X3 X4 X5 X6 1 2

7500 6500 7000 2000 2000 7000

凡例
2.0 EM-EEF 2.0-3C
1.25 EM-CEE 1.25-2C
※制御線は冷媒管共巻きとする。

GHP 1
ガス管分岐
G
R
既設1P-1
①

倉庫
脱衣室
踏込
休憩室（A）
倉庫兼ロッカー室
湯沸室
女子トイレ
バリアフリートイレ
男子トイレ
保育室（1才児2）
多目的室
トイレ（1-多）
バリアフリートイレ
UP
R
②
下処理室
食品庫
25
2.0
30
D
管末にドレントラップ設置
集会室
15.9φ×9.5φ
消火器
③
EPS
トイレ(1)
洗濯室
12.7φ×6.4φ
調理室
廊下
空調機リモコン
立ち下げはメタルモール使用
1.25 MMA
水飲み場
保育室（1才児1）
玄関ホール
玄関（2）
ポーチ
保育室（0才児1）
授乳室
保育室（0才児2）
ほふく室
教材庫
事務室
ベビーカー置場

2000
3000
10600
2200
D
C
B
A
GHP 1-1
GHP 1-2
EHP 1-1

件名	調布市上石原ふれあいの家及び調布市立上石原保育園改修に伴う機械設備工事		
空調設備 改修後 1階平面図	1/100	令和７年度	令和７年10月
調布市総務部営繕課		No	M-07

X2 X3 X4 X5 X6 1 2

7500 6500 7000 2000 2000 7000 2000

D C B A

3000 10600 2200

空調機リモコン
立ち下げはメタルモール使用

EHP 1

EHP 1

EHP 1-1

遊戯室

教材室

洗濯室

倉庫 (3)

休憩室 (5)

踏込

脱衣室

配膳室

職員用
トイレ(2)

玄関(1)

屋上

屋上

屋上

屋上

廊下

保育室
(4才児)

トイレ
(3-4)

保育室
(3才児)

外階段

屋上広場

P.S

DN

DN

DN

R

S

MMA

1.25

2.0

2.0

2.0

25

D

19.1φ×9.5φ

15.9φ×9.5φ

管末にドレントラップ25A設置

R

R

R

R

15.9φ×9.5φ
19.1φ×9.5φ

※制御配線は，冷媒管共巻きとする。

件　名	調布市上石原ふれあいの家及び調布市立上石原保育園改修に伴う機械設備工事		
空調設備 改修後 2階平面図	1/200	令和７年度	令和７年10月
		調布市総務部営繕課	No M-08

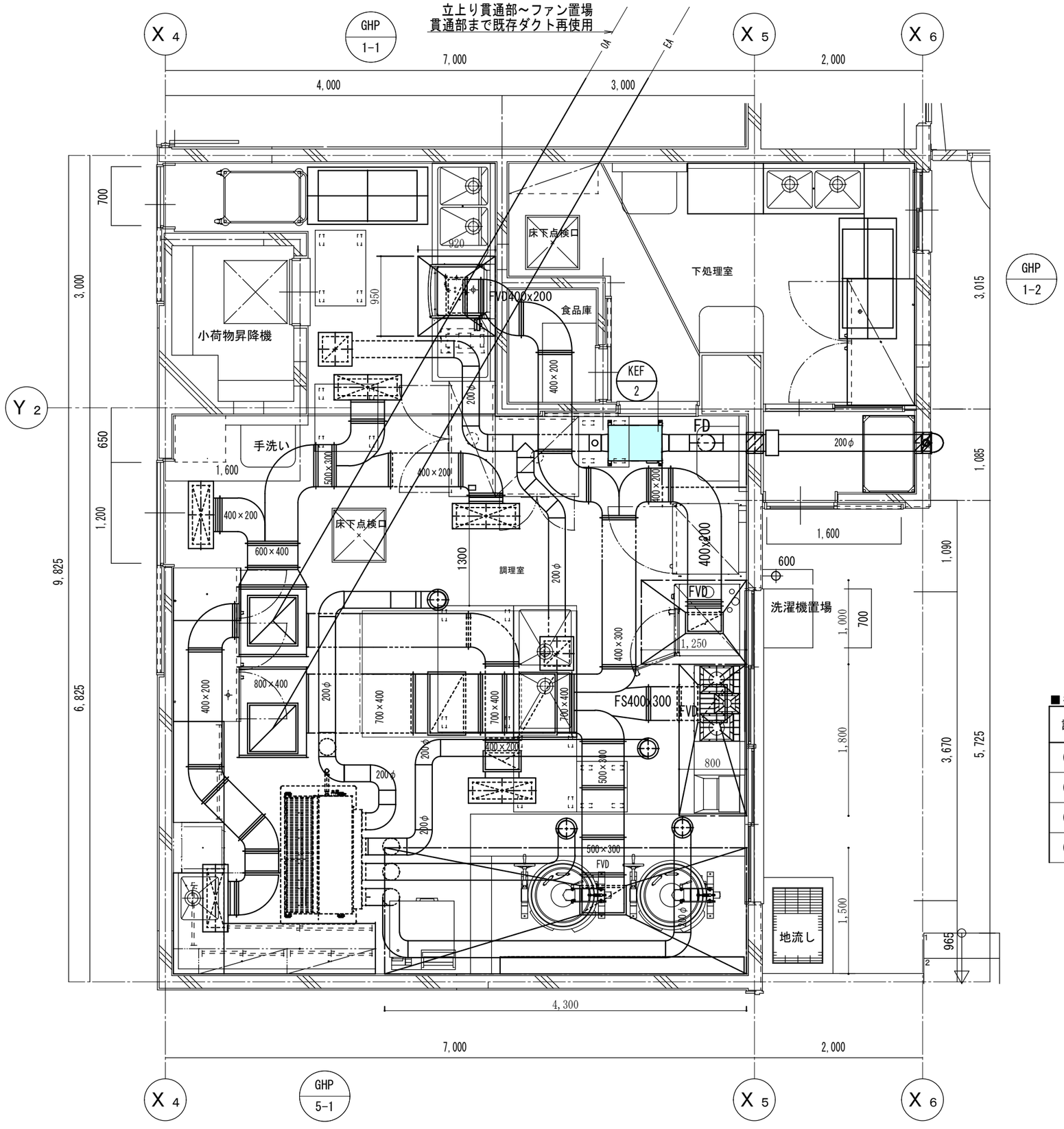

調理室		
ﾊﾟﾝｶｰﾙｰﾊﾞ吹出口 #8（空調）		4
SA	240.0m³/h	
VHS （給気）	800×300	5
OA	1250.0m³/h	
ボックス	1300×300×300	5
OA		
HS （排気）	300×300	2
VA	350.0m³/h	
ボックス	400×400×300	2
VA		

■排気フードリスト【新設】　SUS304製　２重フード

記号	場　所	寸　法（mm）			ｸﾞﾘｽﾌｨﾙﾀｰ	ＦＶＳ
		W	D	H		
①	ｽﾁｰﾑｺﾝﾍﾞｸｼｮﾝ	1,000	1,250	500	低圧損 両面１連	○ 500×300
②	ｶﾞｽｺﾝﾛ ｶﾞｽﾌﾗｲﾔｰ	1,800	800	500	低圧損 両面３連	○ 400×300
③	ｶﾞｽ回転釜 ｶﾞｽ立体炊飯器	4,300	1,500	500	低圧損 両面３連	○ 500×300
④	食器洗浄機 ｶﾞｽﾌﾞｰｽﾀｰ	950	920	500		○ 400×200

件　名	調布市上石原ふれあいの家及び調布市立上石原保育園改修に伴う機械設備工事		
空調換気設備 改修後調理室　1/50 平面詳細図	令和７年度	令和７年10月	No M-09
	調布市総務部営繕課		

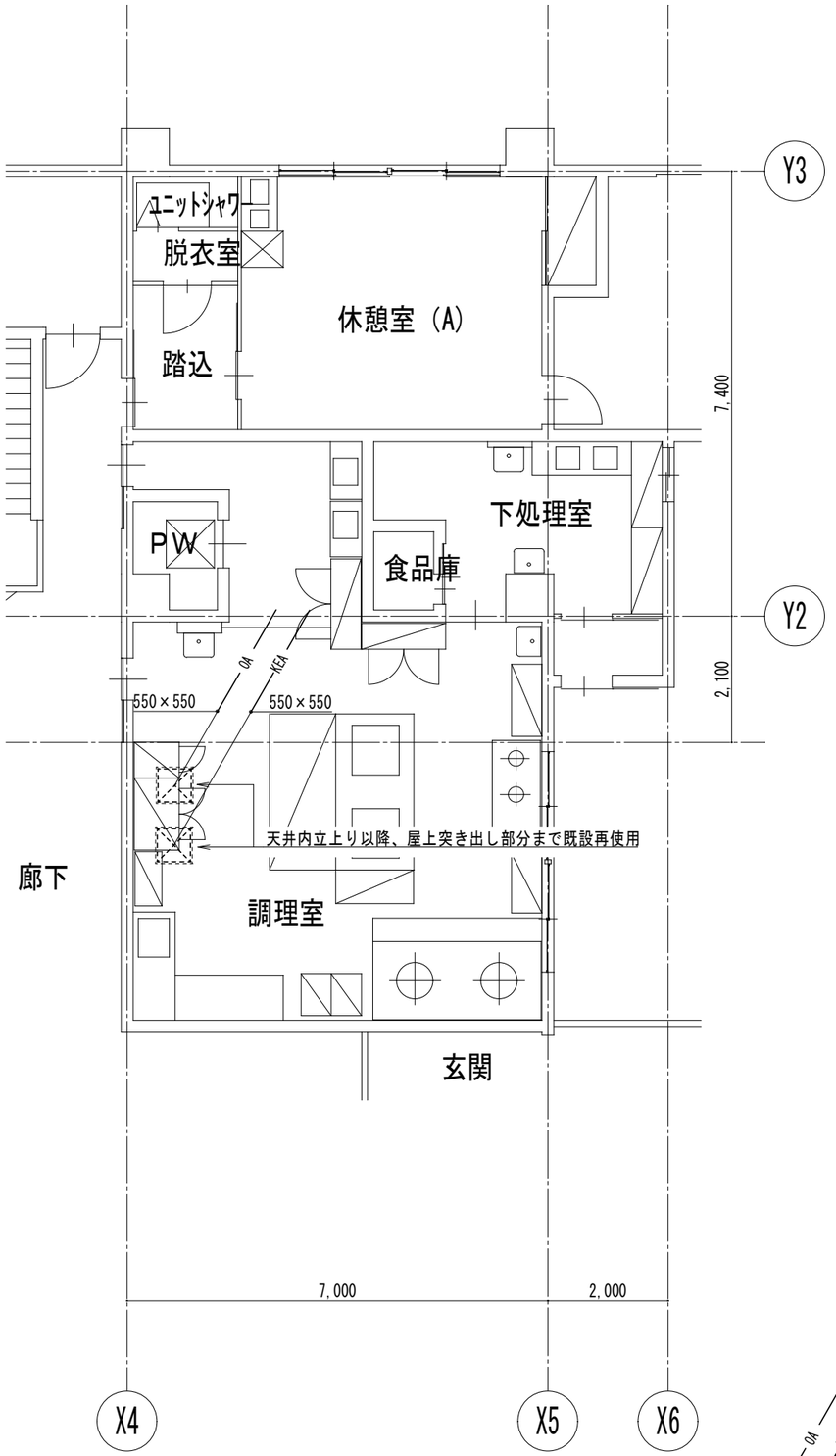

1階平面図　1/100

（２階部分は既存ダクト使用のため省略）

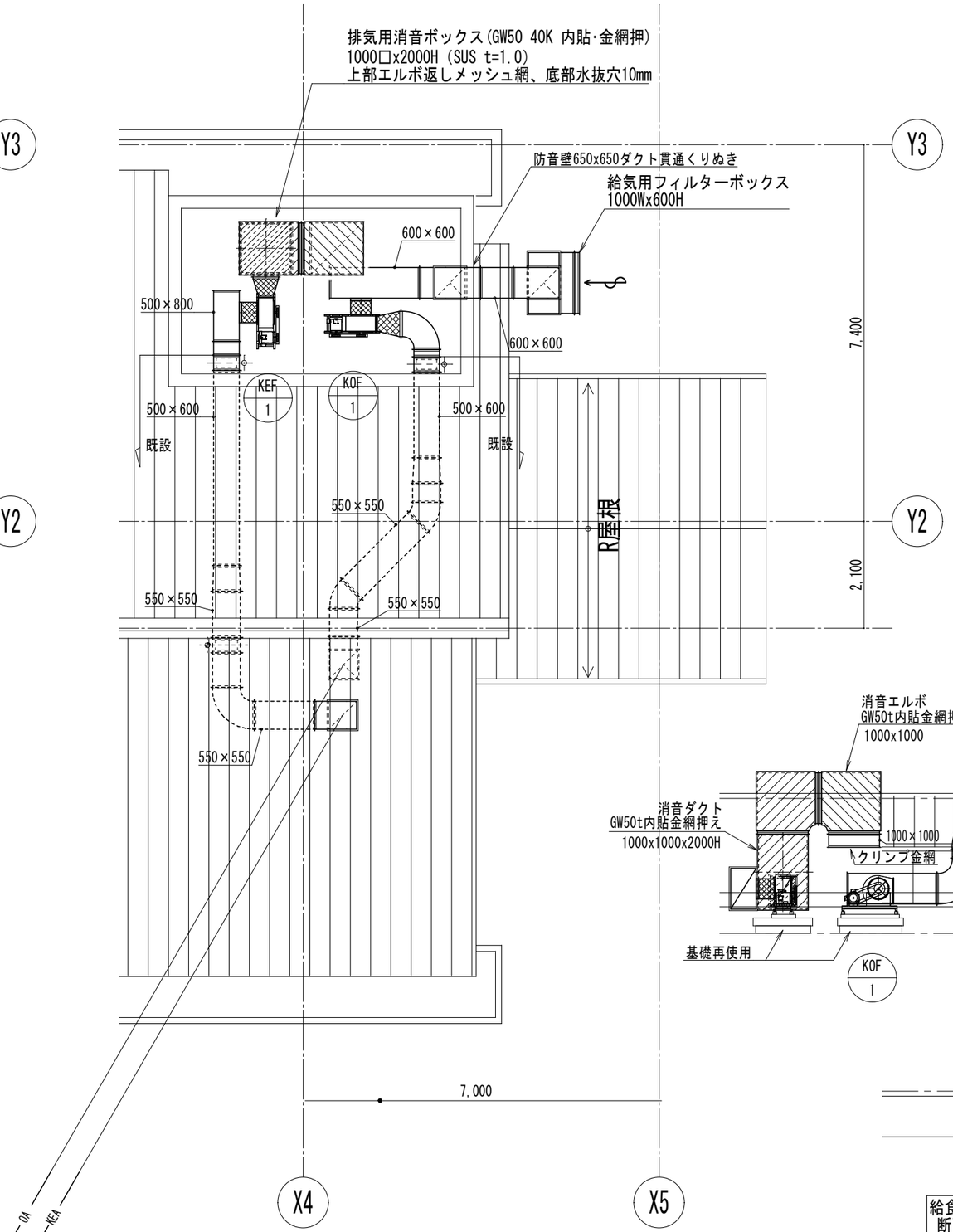

R階平面図　1/100

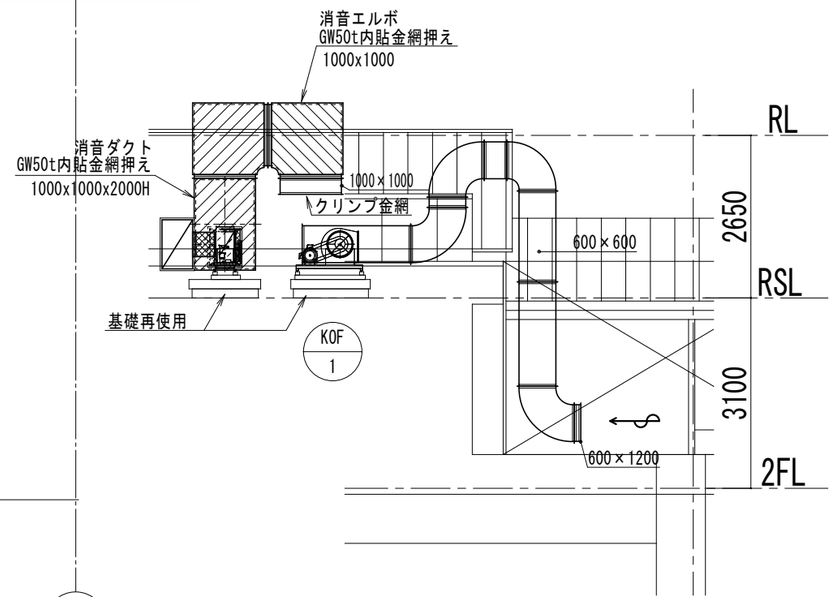

給食室給排気ファン
断面参考図 1/100

件　名	調布市上石原ふれあいの家及び調布市立上石原保育園改修に伴う機械設備工事		
換気設備改修後 1～R階平面図	1/100	令和７年度	令和７年10月
		調布市総務部営繕課	No M-10

厨房フードリスト・換気計算書

No.	厨房機器 名称	機器番号	台数	フード面風速による換気量 フード寸法 (mm) W × D × H	面風速 (m/s)	換気量 (m3/h)	ガス式器具の換気量 常数 30	理論排ガス量 (K=0.93)	発熱量 Q(Kw)	機器台数	計算風量 (m3/h)	フード形状 整流板採用可否	備考
②	スチームコンベクションオーブン	6	1	1250 × 1000 × 500	0.3	1350	30	0.93	23.1	1	644.49		
	（リース）			整流板開口 0.1736 ㎡	2.0	1250	30					◎	
③	ガステーブル	8	1	1800 × 800 × 500	0.3	1555	30	0.93	32.6	1	909.54		
	ガスフライヤー	10	1				30	0.93	10.0	1	279.00		
						1555					1188.54		
				整流板開口 0.2816 ㎡	2.0	1452						◎	
①	ガス回転釜	12	1	4300 × 1500 × 500	0.3	6966	30	0.93	23.3	1	650.07		
	ガス回転釜	12	1				30	0.93	23.3	1	650.07		
	ガス炊飯器	9	1								373.86		
				整流板開口 0.3376 ㎡	2.0	3295	30	0.93	45.3		1674.00	◎	
④	食器洗浄器	29	1	950 × 920 × 500	0.3	944	30	0.93	37.2	1	811.89	◎	
				整流板開口 0.1432 ㎡	2.0	1031	30	0.93	45.3				
	合計排気風量（整流板）					7027							
	合計排気風量					10815					4318.92		

※整流板は後方傾斜型、スリットは40㎜を標準とする

件　名	調布市上石原ふれあいの家及び調布市立上石原保育園改修に伴う機械設備工事		
給食室 換気計算書	S=NON	令和７年度	令和７年10月
		調布市総務部営繕課	No M−11

新設衛生器具表

※型番は参考型番とし，同等品以上とする。

器具名称	型　番	仕　様　内　容	合計	1階					2階		
				外部トイレ	職員トイレ	調理員トイレ	調理室・下処理室	調理室	2階職員トイレ	2階PS内	屋上・屋外
（保育園）	参考型番	主要付属品など									
洋風大便器	CFS494MNHNS	TCF5871　TH343R　T56H　HP4307　YH700AD	3		1	1			1		
幼児用腰掛式便器	CS300B	TV560QC,YH51R	1	1							
手 洗 器	L30DM	T205UNR　T4A　T22P	2	1					1		
掃除用流し	SK22A	TK22　T37SN　T23AE20　T9RAY	1				1				
シングルレバー混合水栓	TKS05315J	壁付	4				1	3			
埋込手洗器	LSK870AP		2		1	1					
化 粧 鏡	YM4560F		7	1	1	1	1	2	1		
自動手指洗浄消毒器	BSHDX-064H	自動水栓（AW-3000），アジャスト用耐震金具	3				1	2			
サーモ付シャワー水栓	TBV03402J1		2							1	1
シングルレバー混合水栓	TKS05303J	ワンホール	3					3			
レバーハンドル給水栓	T30ARQ13		6				2	4			
水 栓 柱		ステンレス水栓柱　1500H	2					2			
洗濯機パン	PWP640N2W	横引きﾄﾗｯﾌﾟ	1				1				
洗濯機用水栓	TW11GR		1				1				

撤去衛生器具表

器具名称	型　番	仕　様　内　容	合計	1階						2階	
				外部トイレ	職員トイレ	調理員トイレ	調理室	調理室外部	調理室・下処理室	2階職員トイレ	2階PS内
（保育園）		主要付属品など									
洋風大便器	C-21	TV750LR　TC272N　T52S32R　T53WR75　T53DSAY　YH51	3		1	1				1	
幼児用腰掛式便器	C425	TV750LR　T82C32　TC425N　T53WR75　YH51	1	1							
幼児用小便器	U307C	TEA98X　T52-16　T64FWN	1	1							
小 便 器	U307C	TEA98X　T52-16　T64FWN	1							1	
手 洗 器	L5D	T205　T4A　T22P　TA2Sx2	2	1						1	
掃除用流し	SK22A	TK22　T37SN　T23AE20　T9RAY	1						1		
シングルレバー混合水栓	TKG30UX		4				3		1		
埋込手洗器	LSK870AP		2		1	1					
化 粧 鏡	YM4560F		7	1	1	1	2		1	1	
スタッフ用手洗器	L112	TEL44X　TES11BR　TL112P　T9R　T8C　TS125R　Y9912S	3				2		1		
サーモ付シャワー水栓	TMF30UCKX		1								1
シングルレバー混合水栓	TKS05303J	ワンホール	4	1			3				
レバーハンドル給水栓	T30ARQ13		6				4		2		
水 栓 柱		ステンレス水栓柱　1500H	2				2				

件　名	調布市上石原ふれあいの家及び調布市立上石原保育園改修に伴う機械設備工事		
衛生機器表　S=NON	令和７年度	令和７年10月	No M-12
	調布市総務部営繕課		